

二戸市社会福祉協議会訪問介護サービス重要事項説明書

＜令和6年4月1日～＞

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0195-23-5073（月曜日から金曜日 8:30～17:15）

二戸市ホームヘルパーセンター

担当職員 深堀 千鶴子（不在の場合はサービス提供責任者が対応します）

2 提供できるサービスの種類と地域（表1）

事業所名	二戸市社会福祉協議会 訪問介護事業所
所在地	岩手県二戸市仁左平字横手2番地3
介護保険指定番号	第0371300070号（岩手県）
サービスを提供する地域	二戸市内全域

3 事業所の職員体制

① 管理者 1名（訪問入浴介護事業所兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

② サービス提供責任者 介護福祉士2名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

③ 訪問介護員 5名以上

訪問介護員等は、訪問介護の提供にあたる。

※ 職員の員数は、介護保険法第74条第1項の規定に基づき、厚生労働省の定めによるものとする。ただし、前項の員数は業務の状況に応じて増減できるものとする。

4 サービスの提供時間帯（表2）

	昼間帯（基本） 08:00～18:00	早朝帯 06:00～08:00	夜間帯 18:00～22:00	深夜帯 22:00～06:00
加算率	100/100	125/100	125/100	150/100
平日	○	○	○	△
土・日	○	○	○	△
土・日を除く祝祭日	○	○	○	△

※ ○印は、既に実施中 △印は、希望があれば検討 ×印は実施せず

① サービス提供の休業日は基本的にはありません。

② サービス提供可能時間は、上記表のとおりですが、緊急性がある場合においては、その限りではありません。

③ 事業所窓口の受付日は、1月4日～12月28日です（土曜日、日曜日を除く）。

④ 事業所窓口の受付時間は、8:30～17:15 です。

5 基本的なサービスの内容

- ・基本サービス

安否確認、健康確認、環境整備など

- ・身体介護中心サービス

起居就寝介助、移乗移動介助、衣類着脱介助、清潔介助、排泄介助、オムツ交換、体位交換、食事等摂取介助、服薬等介助、口腔衛生介助、入浴介助、見守り、通院介助、外出介助、動作訓練介助手伝い、傷等手当介助手伝いなど

- ・生活援助中心サービス

薬取り、服薬等管理、掃除、洗濯、調理、買い物、寝具等交換、汚物処理、ゴミ捨て、用足しなど

- ・相談

生活に関すること、身上に関すること、介護に関すること、住宅改修に関することなど
上記のサービスを組み合わせ、利用者それぞれの生活環境・形態・身体状況などを踏まえサービスを提供します。また、上記サービス以外にも状況に応じたサービスを提供します。

6 利用料金

介護保険から給付サービスを利用する場合は、利用者の負担は介護保険負担割合証のとおりとなります。負担割合証にてご確認ください。

ただし、介護保険の範囲（給付限度額）を超えた以降、サービスを利用した場合は、介護報酬の全額負担となります。

尚、利用料金は関係法令に基づいて定められているため、契約期間中に関係法令が改正された場合には改正後の金額を適用するものとします。

(1) 介護報酬（表3 特定事業所加算Ⅱの場合）

基本単位（円） 1回につき

身体介護		生活援助		身体介護に引き続く生活援助	
30分未満	2,680	20分以上 45分未満	1,970	20分以上 45分未満	3,400
30分以上 1時間未満	4,260	45分以上	2,420	45分以上 70分未満	4,110
1時間以上 (30分増す毎に)	900 追加する			70分以上	4,830

①（表3）に記載した料金設定は基本単位であり、身体介護に引き続き行う生活援助は、身体介護30分未満との組み合わせの場合です。

② サービス提供従事者複数派遣加算

居宅サービス計画で設定されていない場合、やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、サービス従事者2名以上でサービスを提供した場合は、従事人数分を乗じます。

③ サービス提供時間帯の加算

基本時間帯（昼間帯）（8：00から18：00）、
早朝帯（6：00～8：00）と夜間帯（18：00から22：00）は、25%増し、
深夜帯（22：00～翌6：00）は、50%増し

④ 事業所加算

算定要件を満たす事により事業所加算が算定されます。

特定事業所加算（Ⅰ）所定単位数の20%

特定事業所加算（Ⅱ）所定単位数の 10%

特定事業所加算（Ⅲ）所定単位数の 10%

⑤ 初回加算

新規に訪問介護計画を作成した際、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合、又は訪問介護員等が、訪問介護を行う際に同行訪問した場合 1 ヶ月につき 200 単位加算となります。

⑤ 緊急時訪問介護加算

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者が、ケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が、居宅介護計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合一回につき 100 単位加算となります。

⑥ 生活機能向上連携加算

自立支援型のサービスの提供を促進し、利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画を作成したときに算定されます。

⑦ 介護職員処遇改善加算Ⅲ

月合計負担額に 18.2% を乗じた単位数で算定されます。

(2) その他

① 利用者の居宅で、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話等の費用は、ご負担願います。

② 利用者の居宅には、当事業所の活動車両で伺います、駐車場所の確保をお願い致します。

③ 利用料金のお支払い方法

月ごとの精算とし、毎月 10 日までに前月分の請求を致しますので月末日までにお支払いください。お支払い頂きますと領収書を発行します。

また、お支払方法は、口座自動引き落とし、郵便局振込み、現金集金の 3 通りの中から契約の際に選択していただきます。

7 サービスの利用方法

(1) 先ずは、お電話などでお申し込み下さい、当事業所職員がお伺いします。

指定居宅介護支援事業所に居宅サービス計画の作成を依頼し、利用者担当の居宅介護支援専門員と事前に相談していただきます、作成された居宅サービス計画に従って、訪問介護計画を作成し、作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの利用終了

① 利用者のご都合でサービスの利用を終了する場合

サービスの終了する 1 週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスの提供を終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります、その場合は終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動利用終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 2) 介護保険で給付サービスを受けていた利用者が、非該当（自立）と認定された場合
- 3) 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

1) 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、また当事業所が破産した場合、利用者は、文書で通知することによって即座に本契約を終了することができます。

2) 利用者やその家族などが、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合または、利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、1ヶ月以内に支払わない場合、事業者は文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

8 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営方針

- ① 当事業所のサービス提供従事者は、訪問介護を行うに当っては、利用者等の心身の状態を踏まえて、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う
- ② 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) サービス利用のために

事 項	対応の有無	備 考
活動車両への利用者の乗車	×	
医療行為	×	
生産活動代行及び援助	×	
サービス提供者の変更	○	変更を希望される方はお申し出下さい
従業員への研修の実施	○	関連研修会等に随時派遣
サービスマニュアルの作成	○	

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

主治医	医療機関名	
	医師氏名	
	住所	
	電話番号	
ご家族	氏名	
	続柄	
	住所	
	電話番号	

1 0 事故発生時の対応

訪問介護サービス提供時、事故が発生した場合、速やかに各関係機関や緊急時連絡先に連絡をし、必要な処置を講じます。その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

1 1 虐待防止の為の措置

事業所は利用者の人権擁護・虐待防止等に対応するため、虐待防止等適正化委員会を設置し責任者の選定及び設置、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、啓発普及のための研修会を実施します。

1 2 身体拘束等の禁止

事業所はサービス提供にあたっては、利用者本人又は他の利用者の身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、利用者の身体拘束をすることはありません。緊急やむを得ず利用者の身体を拘束する場合は、利用者及びご家族へ十分な説明をし、理由の他必要な事項を記録するものとする。

1 3 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

1 4 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- ① 感染対策委員会の開催
- ② 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- ③ 感染症及びまん延防止のための研修の実施
- ④ 専任担当者の配置（担当者：事業所管理者）

1 5 ハラスメントの防止対策

(1) ハラスメントについて事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりサービス従事者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(2) ハラスメントは介護サービスの提供を困難にし、関わったサービス従事者等の心身に悪影響を与えます。下記のような行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき介護サービスの提供を停止させて頂く場合があります。

- ① 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- ② 特定のサービス従事者に嫌がらせをするなど、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- ③ 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- ④ 長時間の電話、従事者や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等のその他の行為

1 6 サービス内容に関する苦情

① 当事業所ご利用者相談・苦情担当

二戸市ホームヘルパーセンター

電話 0195-23-5073

担当 深堀 千鶴子（不在の場合はサービス提供責任者が対応します）

② 苦情受け付け・苦情解決責任者及び第三者委員会

苦情解決責任者 高橋 美佐子

電話 0195-25-4959

第三者委員会 佐藤 順・三浦 貢・下斗米 隆司・日向 壽歩子・南谷 敏夫

③ その他の相談窓口

・二戸市総合福祉センター

福祉課

電話 0195-23-1313

・二戸地区広域行政事務組合

電話 0195-23-7772

・岩手県国民健康保険団体連合会 介護保険課

電話 019-623-4325

1 7 当事業所の概要

運営主体 社会福祉法人 二戸市社会福祉協議会

代表者 会 長 山 口 金 男

所在地 岩手県二戸市仁左平字横手2番地3

電話番号 0195-25-4959

事業内容 二戸市地域包括支援センター

二戸市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

二戸市社会福祉協議会訪問介護事業所

二戸市社会福祉協議会（介護予防）訪問入浴介護事業所

二戸市社会福祉協議会通所介護事業所

二戸市社会福祉協議会居宅介護事業所

二戸市社会福祉協議会発達支援センター風

認知症予防型デイサービス事業

日常生活自立支援事業（二戸地域権利擁護センター）

生活困窮者自立支援事業

その他二戸市社会福祉協議会の目的達成のため必要な事業

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者所在地 岩手県二戸市仁左平字横手 2 番地 3
 名 称 二戸市社会福祉協議会訪問介護事業所
 会 長 山 口 金 男 印

説明者 所 属 二戸市社会福祉協議会訪問介護事業所
氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から訪問介護（介護予防訪問介護）サービスについての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所 岩手県二戸市

氏 名 印

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____